

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 29 日

竜王町長 西田 秀治

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

竜王地域

2 協議の結果を取りまとめた年月日（地域の話し合い、竜王町人・農地プラン検討会をへて、竜王町が決定した最新の日を記載しています。）

平成 31 年 2 月 19 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

法人	29 経営体
個人	47 経営体
集落営農（任意組織）	1 経営体

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

当該区域には、担い手はいるが十分ではない。

5 農地中間管理機構の活用方針

当該地域においては、担い手となる中心経営体が存在し、担い手への農地集積が進んでいる。農地の出し手となる農業者の意向を把握しながら、農地中間管理事業を活用し、中心となる経営体への更なる農地の集積、集約化を図る。

6 地域農業の将来のあり方

地域の中心となる経営体は、水稲、麦、大豆を中心とした複合経営を行い、地域農業を発展させていく。また、その他の農業者は、魅力ある農業の実践と農道、用排水路等の農業基盤の維持・補修活動に参加し地域農業を維持していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 29 日

竜王町長 西田 秀治

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

庄地域

2 協議の結果を取りまとめた年月日（地域の話し合い、竜王町人・農地プラン検討会をへて、竜王町が決定した最新の日を記載しています。）

平成 31 年 2 月 19 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

法人 1 経営体

個人 0 経営体

集落営農（任意組織） 0 経営体

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

当該区域には、担い手は十分確保されている。

5 農地中間管理機構の活用方針

当該地域においては、担い手となる中心経営体として集落営農法人が存在し、農地中間管理事業を活用し、1 集落 1 農場方式となっている。

6 地域農業の将来のあり方

地域の中心となる経営体は、水稲、麦、大豆を中心とした複合経営を行い、地域農業を発展させていく。また、地域全体で農業基盤の維持・補修活動に参加し地域農業を維持していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 29 日

竜王町長 西田 秀治

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

弓削地域

2 協議の結果を取りまとめた年月日（地域の話し合い、竜王町人・農地プラン検討会をへて、竜王町が決定した最新の日を記載しています。）

平成 31 年 2 月 19 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

法人	2 経営体
個人	2 経営体
集落営農（任意組織）	0 経営体

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

当該区域には、担い手は十分確保されている。

5 農地中間管理機構の活用方針

当該地域においては、担い手となる中心経営体が存在し、担い手への農地集積が進んでいる。農地の出し手となる農業者の意向を把握しながら、農地中間管理事業を活用し、中心となる経営体へ更なる農地の集積、集約化を図る。

6 地域農業の将来のあり方

地域の中心となる経営体は、水稲、麦、大豆を中心とした複合経営を行い、地域農業を発展させていく。また、地域全体で農業基盤の維持・補修活動に参加し地域農業を維持していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 29 日

竜王町長 西田 秀治

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

西出地域

2 協議の結果を取りまとめた年月日（地域の話し合い、竜王町人・農地プラン検討会をへて、竜王町が決定した最新の日を記載しています。）

平成 31 年 2 月 19 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

法人	4 経営体
個人	6 経営体
集落営農（任意組織）	0 経営体

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

当該区域には、担い手は十分確保されている。

5 農地中間管理機構の活用方針

当該地域においては、担い手となる中心経営体が存在し、担い手への農地集積が進んでいる。農地の出し手となる農業者の意向を把握しながら、農地中間管理事業の活用も含めて、中心となる経営体へ更なる農地の集積、集約化を図る。

6 地域農業の将来のあり方

地域の中心となる経営体は、水稲、麦、大豆を中心とした複合経営および畑地地域にあっては果樹や野菜作を中心として地域農業を発展させていく。また、地域全体で農業基盤の維持・補修活動に参加し地域農業を維持していく。